

裁判の概要とJBIC 環境ガイドラインへの違反

■ 裁判概要

- ・ 事業の被影響住民であるマレーシアの先住民族 (テムアンとチェウオン)計 27 名が 2007 年 10 月 9 日、環境庁長官、パハン州政府、マレーシア政府を相手取ってマレーシアの高等裁判所に以下の法的救済を求めて提訴。
 1. 環境庁長官が、環境基準法 34A (3) 」に基づき環境アセスメント報告書の承認¹をしたが、それを無効にすること。
 2. パハン州政府とマレーシア政府による先住民族保護区の撤廃は、先住民族としての原告に対する受託者義務違反であることを宣言すること。
 3. マレーシア政府は、事業を承認したことによって、先住民族としての原告の社会福祉を保護・発展・維持する受託者義務に違反していることを宣言すること。
- ・ 被告はまた、司法審査が行われ、マレーシア高等裁判所の決定がなされるまで、事業の実施を中止する仮処分を求め、提訴。
- ・ 3月25日、第一回のヒアリングが行われる。

■ 訴状で指摘している事業に関するマレーシアの法律違反 (主なもの)

- ・ 以下は、マレーシアの 環境基準法 (1974 年)及び、環境基準法 (1974 年)34A(2)項において、遵守が義務付けられ、法的ステータスを有する 環境影響評価ガイドラインのハンドブック (「ハンドブック」)及び ダム及び / もしくは貯水事業のための環境影響評価ガイドライン (「ダム・ガイドライン」)への違反。
 1. 原告であるオランアスリは、EIA 作成過程で、EIA について知らされ、意見を述べる機会を与えられなかった。(「ハンドブック」に違反)
 2. 原告であるオランアスリに対してEIA の複写を渡さなかった。(環境基準法 34A (2) 項に違反)
 3. 動物相は他の場所に移動が可能で、またマレーシアのほかの地域にも見られるとEIA には書かれており、動物相への影響を全く考慮していない。(「ダム・ガイドライン」 7.2.6 に違反。従って、環境基準法 34A(2)項にも違反)
 4. EIA にも野生生物の調査が不適切であること、包括的調査の必要性が書かれている。(環境基準法 34A(2)項に違反)
- ・ その他、先住民法 (1954 年)、森林法 (1984 年)、連邦憲法 5 条への違反も指摘。

¹ 環境基準法 34A(2) 」に基づき、2001 年 2 月 24 日に承認

■ マレーシア環境庁長官による旧海外経済協力基金 (OECF) の環境ガイドライン違反²の事例

OECF の環境ガイドライン該当箇所	事業による影響 現実に起こっていること
<p>「プロジェクトは、原則として借入国の国内法等に基づき指定された自然保護地区の外で実施されなければならない。また、同地区に重大な影響を及ぼすものであってはならない³」</p>	<p>・事業は、森林法 (1984 年)「1 項」に基づき、1917 年以来永久の森林保護地域として指定されていたラクム森林保護地域で実施される。 ・先住民法 (1954 年)「7」の下、保護地域とされている先住民族保護区を破壊。</p>
<p>「借入国内での所要の手続きを終了した環境アセスメント報告書が借入国政府から環境配慮のための国際協力銀行に対して提出されなければならない⁴」</p>	<p>・被告は、EIA 作成過程において、EIA について知らされ、意見を述べる機会を与えられなかった。</p>
<p>「プロジェクトは、借入国の環境保全にかかる法律、借入国が加入している国際条約等に定められた規定を遵守したものでなければならない⁵」</p>	<p>・上に示したように、マレーシアの法律に違反している。</p>

² 正式名称は、「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン」(1999 年 10 月)

³ OECF のガイドライン 4.環境配慮に関する基本的事項(3)自然環境 i.」

⁴ OECF のガイドライン 5.環境アセスメント報告書 (1)」

⁵ OECF のガイドライン 4.環境配慮に関する基本的事項 (1)」